



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 エ レ コ ム 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 葉 田 順 治
(コード番号 : 6 7 5 0 東 証 一 部)
問 合 せ 先 業 務 統 括 部 部 長 代 理 中 島 洋
電 話 番 号 0 6 - 6 2 2 9 - 1 4 1 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月17日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第32回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
（下線は変更部分を示します。）

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略) (新 設)	(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第36条～第42条 (条文省略)	第36条～第42条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月28日

定款変更の効力発生日 平成29年6月28日

以 上